

令和2年度補正予算（案）

主要施策 参考資料

愛西市

第3回臨時会補正予算分

事業規模 一般会計 244,136千円

補正予算額 158,542千円

財源振替による影響額 85,594千円

主な事業（別添参考資料を参照）

	事業名	事業費（千円）
1	商工業者のための冬支度応援事業	100,405
2	新型コロナウイルス感染症対策高齢者インフルエンザ予防接種補助事業	33,151
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための市民啓発事業	531
4	生活困窮者住居確保給付金事業	2,796
5	学校保健特別対策事業（網戸設置事業）	21,659
6	小中学校給食費無償化事業	85,594

商工業者が導入する冬場の新型コロナウイルス感染症対策を応援します

産業建設部 産業振興課
 内線 581、583
 (ダイヤル) 0567-55-7128

予算額 100,405千円

市内商工業者に対し、冬場の新型コロナウイルス感染症予防対策（換気などの3密対策、衛生設備等）を補助することで中小企業者を応援します。

（事業概要）

○ 商工業者のための冬支度応援事業

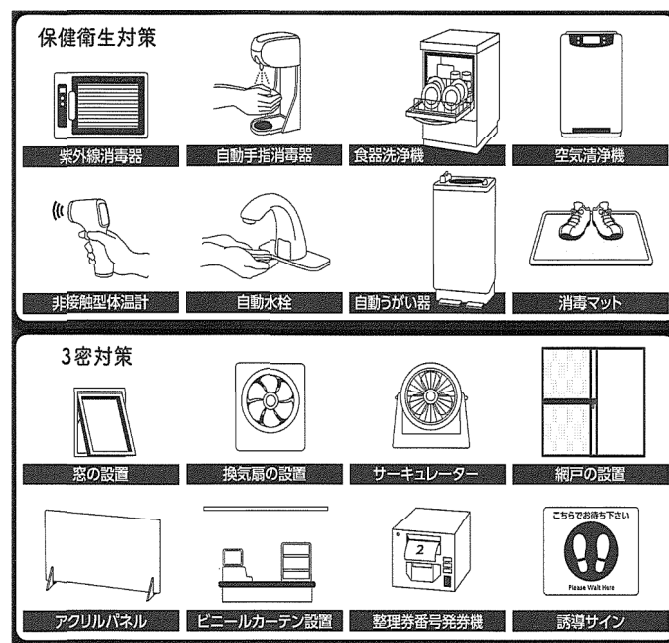
＜対象者＞

市内の事業所（本社、支社、工場、事務所、店舗等）に業務上の感染予防設備を設置した中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者

＜補助率＞

設備・工事費等の90%（上限10万円）

【対象となる設備等（例）】



新型コロナウイルス感染症対策として、インフルエンザとの同時流行を防ぐため、高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担金を無償化します

健康子ども部 健康推進課
(佐屋保健センター)
(ダイヤル) 0567-28-5833

予算額 33,151千円

予防接種法に基づく高齢者インフルエンザ定期予防接種の対象者に対して、愛知県から自己負担金分の補助を受けることにより、無料で接種していただくことが出来ます。

(事業概要)

<歳出>

- **予防接種委託料** 33,077千円
自己負担金を含んだ委託料を、指定医療機関に支払います。
- **予防接種事業補助金** 74千円
指定医療機関以外で予防接種を行った者に対して、委託料を上限に接種費用を返金します。

<歳入>

- **高齢者インフルエンザ予防接種費補助金** 18,164千円
自己負担額相当分に対して愛知県の補助を受けます。



新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止のための市民啓発を行います

健康子ども部 健康推進課
 (佐屋保健センター)
 (ダイヤル) 0567-28-5833

予算額 531千円

新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐ新しい生活様式について、正しい情報を周知するためのリーフレットを広報と同時に配布します。

(事業概要)

- 市内全戸にリーフレットを配布します。
- 市内公共施設にリーフレットを設置することにより、利用者に対する啓発を行います。
- 市で行う出前講座等の機会に、リーフレットを使用して健康教育を行います。



住居確保給付費を増額します

保険福祉部 社会福祉課
内線 136
(ダイヤル) 0567-55-7115

予算額 2,796千円

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入の減少により、今後も住居確保給付費の給付対象者の増加が見込まれるため増額します。

(事業概要)

○ 生活困窮者自立支援住居確保給付金

離職者等であり就労能力及び就労意欲のある者で、経済的に困窮し住居喪失のおそれがある方へ住居費の支援を行います。

※支給額

家賃相当額（上限あり）を原則3か月（最大9か月）



市内小中学校に網戸を設置します

教育部 学校教育課
内線 353
(ダイヤル) 0567-55-7136

予算額 21,659千円

新型コロナウイルス感染症予防対策として教室及び給食室等の換気時、虫等の侵入による授業の妨げや給食への混入を防ぐため、網戸を設置します。

(事業概要)

○ 学校保健特別対策事業

学校保健特別対策補助金を活用し、市内小学校12校、市内中学校6校に網戸を設置します。

国庫補助率：対象経費の2分の1

ただし、1校あたりの上限額50万円から100万円
(※学校規模による)



市内小中学校の給食費無償化の期間を延長します

教育部 学校教育課
内線 353
(ダイヤル) 0567-55-7136

予算額 85,594千円

新型コロナウイルス感染症対策における市民生活の維持、回復のための支援策の一つとして、子育て世代への負担軽減を目的に行っている、給食費無償化の期間を延長します。

給食費無償化の対象とならない児童・生徒に対しても、引き続き支援金を支給します。

(事業概要)

○ 小中学校給食費無償化事業

市内小学校12校、市内中学校6校の給食費を給食再開後6か月間から令和3年3月まで延長します。

○ 給食費等支援金事業

病気やアレルギー対応、市外の小中学校等へ就学しているなど給食費の無償化の対象とならない児童・生徒に対しても、引き続き無償化期間の給食費相当額の支援金を支給します。

